

特集

発達障害

の特性がみられる
学生への

理解と支援

高等教育の現場で障害のある学生はこの10年でほぼ6倍に増加し、なかでも精神障害、発達障害を抱える学生が増加傾向にあります。大学の場合、文部科学省から「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」が義務付けられていますが、教育界全体をみても、支援体制は構築の途上にあります。

特に発達障害、精神障害などの定義が変わりやすく、またグレーゾーンも多く含まれる障害の場合、診断書をもっていないケースもあるため、多くの看護教員が対応に疲労感、困難感を覚えています。もしかすると、こうした困難感は、看護教員が看護と教育のプロである、だから自分たちですべて対応しなければいけないという認識も一因なのかもしれません。

本来、障害を抱える学生の支援においては、教員1人がそのすべての責務を担うことはあまりに大変です。また、看護師の資格を得れば終わりではなく、キャリア形成の目線も欠かせません。そして何より、学生本人が不在の支援という問題が多くあります。

本特集では、発達障害支援の専門家もまじえた連携や当事者の声もふくめ、看護基礎教育における発達障害当事者支援のあり方について考えます。